

# カードローン

平成30年5月1日現在

商品名	ジャストカードローン
お申込み方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各営業店窓口でのお申込み</li> <li>インターネットによるお申込み</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫の会員となれる方               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当金庫の営業地区内に住所又は居所や事業所を有する個人の方</li> <li>②当金庫の営業地区内において勤労に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方</li> </ul>               上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただくことが可能な場合もございます。             </li> <li>お申込み時の年齢が満20歳以上65歳以下の方</li> <li>安定継続した収入がある方</li> <li>反社会的勢力に該当しない方</li> <li>固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方</li> <li>株式会社ジェーシービーの保証が得られる方</li> <li>当金庫の地区外に転居する等、会員の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失されたときは、信用金庫法により新たな貸出（出金）は行えません。またその場合、原則として一括でご返済いただきます。</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由</li> <li>ただし、事業資金にはご利用いただけません。</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人確認資料 運転免許証（未取得の場合はパスポートか写真付住基カード）及び健康保険証</li> <li>ご印鑑 * ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届け印鑑をお持ちください。</li> <li>所得証明資料 融資希望金額が100万円超の場合は必要となります。 * 給与所得者の方…源泉徴収票、又は公的所得証明書 * 事業所得の方…確定申告書の写（税務署の受付印のあるもの）、又は公的所得証明書2期分 * 法人代表者の方…公的所得証明書</li> </ul>
ご融資極度額	<p>極度額 10万円・30万円・50万円・100万円・150万円 200万円・300万円・500万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資極度額以内であれば繰り返しご利用いただけます。</li> </ul>
ご利用期間	<p>1年間（契約日から1年後応答月の月末までとさせていただきます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則1年後に再審査のうえ、ご契約は自動更新されますが、お取引状況によりましては契約を更新できない場合がございます。</li> <li>上記期間にかかわらず満65歳の誕生日を過ぎての更新は行いません。</li> </ul>
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査により契約極度額を決定させていただきます。</li> <li>契約極度額に応じたご融資利率となります。</li> </ul>
利息の計算方法等	<p>毎日の最終残高について付利単位100円、1年を365日として日割計算とします。利息は毎月10日（金庫休業日の場合は翌営業日）に貸越残高へ組み入れます。利息計算期間は、前月の10日から当月9日分までとし、貸越利息がご融資極度額を超える場合も貸越残高に組み入れます。</p>

次ページへつづく

<p>ご返済方法</p>	<p>(1) 定例返済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸越残高により、下記の毎月返済額を毎月10日（金庫休業日の場合は翌営業日）にご指定の返済口座（普通預金）から自動引き落としさせていただきます。 （なお、ご指定の返済口座から引き落としができなかった場合は、翌月の約定返済日まで口座引き落としを繰り返し行います。）</li> <li>振替日に利息を組入れ後の貸越残高が下記の毎月返済額に満たない場合は、貸越残高が返済額となります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="379 387 1315 607"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 387 791 416">&lt;貸越残高&gt;</th> <th data-bbox="791 387 1315 416">&lt;約定返済額&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 416 791 448">2千円以上10万円以下</td> <td data-bbox="791 416 1315 448">2千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 448 791 479">10万円超20万円以下</td> <td data-bbox="791 448 1315 479">4千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 479 791 539">20万円超の場合</td> <td data-bbox="791 479 1315 539">借入金額が10万円増すごとに2千円追加 (20万円超30万円以下の場合6千円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 539 791 571">.....</td> <td data-bbox="791 539 1315 571">.....</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 571 791 607">490万円超500万円以下</td> <td data-bbox="791 571 1315 607">100千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 任意返済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定例返済のほか、任意の金額を店頭窓口及びATMで専用ローンカードを使用して貸越残高を限度とした随時返済ができます。その場合でも約定日における定例返済は行われます。 ただし、ご返済が遅滞している場合は任意返済できません。</li> </ul> <p>(3) 契約満了時の返済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則一括返済とします。</li> </ul>	<貸越残高>	<約定返済額>	2千円以上10万円以下	2千円	10万円超20万円以下	4千円	20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに2千円追加 (20万円超30万円以下の場合6千円)	.....	.....	490万円超500万円以下	100千円
<貸越残高>	<約定返済額>												
2千円以上10万円以下	2千円												
10万円超20万円以下	4千円												
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに2千円追加 (20万円超30万円以下の場合6千円)												
.....	.....												
490万円超500万円以下	100千円												
<p>保証人・担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社ジェーシービーが保証しますので原則として保証人は必要ございません。</li> <li>担保は不要です。</li> </ul>												
<p>ご利用場所</p>	<p>原則として、専用のローンカードで当金庫の本支店・出張所のほか、全国の提携金融機関、郵便局等のATMでご利用いただけます。</p>												
<p>保証料</p>	<p>保証料は金利に含まれています。</p>												
<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫以外のATM等をご利用になられる場合には、別途ご利用金融機関所定のATMご利用手数料が必要となる場合がございます。</li> <li>ご利用の時間帯によりましては、上記手数料のほか所定の時間外手数料が必要となります。</li> </ul>												
<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>												
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お申込みに際しましては審査をさせていただきます。結果によりましてはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>												

## 北おおさか信用金庫